

ソーシャルワーカーの倫理綱領

前文

われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、ソーシャルワーカーの職責についての一般社会および市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014年7月）を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。(IFSW:2014.7) ※注 1

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

原理

- I **（人間の尊厳）** ソーシャルワーカーは、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

- II **（人権）** ソーシャルワーカーは、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

Ⅲ（社会正義）ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

Ⅳ（集団的責任）ソーシャルワーカーは、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

Ⅴ（多様性の尊重）ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

Ⅵ（全人的存在）ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

I クライアントに対する倫理責任

- 1.（クライアントとの関係）ソーシャルワーカーは、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
- 2.（クライアントの利益の最優先）ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。
- 3.（受容）ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
- 4.（説明責任）ソーシャルワーカーは、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。
- 5.（クライアントの自己決定の尊重）ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。
- 6.（参加の促進）ソーシャルワーカーは、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
- 7.（クライアントの意思決定への対応）ソーシャルワーカーは、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
- 8.（プライバシーの尊重と秘密の保持）ソーシャルワーカーは、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
- 9.（記録の開示）ソーシャルワーカーは、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。

10. (差別や虐待の禁止) ソーシャルワーカーは、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。
11. (権利擁護) ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
12. (情報処理技術の適切な使用) ソーシャルワーカーは、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

II 組織・職場に対する倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) ソーシャルワーカーは、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
2. (同僚などへの敬意) ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
3. (倫理綱領の理解の促進) ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
4. (倫理実践の推進) ソーシャルワーカーは、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
5. (組織内アドボカシーの促進) ソーシャルワーカーは、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
6. (組織改革) ソーシャルワーカーは、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

III 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。
2. (社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
3. (グローバル社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

IV 専門職としての倫理責任

1. (専門性の向上) ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
2. (専門職の啓発) ソーシャルワーカーは、クライアント・他の専門職・市民に専門職

としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。

3. (信用失墜行為の禁止) ソーシャルワーカーは、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
4. (社会的信用の保持) ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
5. (専門職の擁護) ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
7. (調査・研究) ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
8. (自己管理) ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注 1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載している。なお、アジア太平洋(2016年)および日本(2017年)における展開が制定されている。

注 2. 本綱領にいう「ソーシャルワーカー」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。

注 3. 本綱領にいう「クライアント」とは、「ソーシャルワーカー専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結束に必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

(2020年制定)

医療ソーシャルワーカー行動基準

I クライアントに対する倫理責任

1. クライアントとの関係

- 1-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアント・ワーカー専門的援助関係を築き、その関係を自らの利益のために利用しない。
- 1-2 医療ソーシャルワーカーは、専門職として、クライアントと社会通念上不適切と見なされる関係を持たない。
- 1-3 医療ソーシャルワーカーは、自分の個人的・宗教的・政治的な動機や利益のために、専門的援助関係を利用しない。
- 1-4 医療ソーシャルワーカーは、専門家としての公平な判断に支障を及ぼすクライアントとの利害を回避するよう努める。利害の対立が避けられない場合は、クライアントにその内容を説明し専門的援助関係を終了することもある。この場合、クライアントの最善の利益に配慮し、新たな専門的援助関係の構築を支援する。
- 1-5 医療ソーシャルワーカーは、クライアントと利益相反関係になることが避けられないときは、クライアントにその事実を示し、専門的援助関係を終了する。その場合は、クライアントを守る手段を講じ、新たな専門的援助関係の構築を支援する。
- 1-6 医療ソーシャルワーカーは、クライアントから専門職としての支援に対して正規の報酬以外に物品や金銭を受けとらない。

2. クライアントの利益の最優先

- 2-1 医療ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、専門的立場を私的に利用せず、クライアントの意思を尊重し、その利益の最優先を基本にする。
- 2-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントとその関係者などで利害が異なり矛盾しあう場合においても、クライアントの利益を最優先し、必要な支援が継続できるように最大限の努力をする。
- 2-3 医療ソーシャルワーカーは、一般社会に対する倫理的責任・法的義務・所属する組織・制度的責務がクライアントの利益に優先する場合は、その内容をクライアントに説明し、必要な支援の継続に努める。この場合、そのことをクライアントに告げるとともに、そのクライアント・ワーカー専門的援助関係を解消することができることを知らせる。

3. 受容

- 3-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの多様な背景を理解し、先入観・偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
- 3-2 医療ソーシャルワーカーは、自身の価値観や社会的規範によって、クライアントを非難・審判・排除しない。
- 3-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの行動に対しては、その行動の持つ意

味や原因・背景を理解することが受容につながることを心得ておく。

4. 説明責任

- 4-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントに対して、相互の関係は専門的援助関係に基づくものであることを適切な方法やわかりやすい表現を用いて説明する。
- 4-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアント自身の権利について、適切な方法やわかりやすい表現を用いて説明する。
- 4-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが必要とする情報について説明し、クライアントが説明内容を理解しているかどうかを確認する。
- 4-4 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが理解することが困難なとき、何らかの手段を用いてクライアントが理解できるよう最大限の試みを行う。
- 4-5 医療ソーシャルワーカーは、情報提供を一面的に行うのではなく、クライアントからの質問の機会を保障するように努める。
- 4-6 医療ソーシャルワーカーは、自身が行う実践について、クライアントだけでなく第三者からも理解が得られるよう説明する。

5. クライアントの自己決定の尊重

- 5-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自己決定の権利を有する存在であると認識する。
- 5-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自己決定するにあたり、選択や決定に関する考えを述べる機会を保障する。
- 5-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自己決定するにあたり、選択の幅を広げることができるように、必要な情報を提供し、社会資源を活用する。
- 5-4 医療ソーシャルワーカーは、クライアントとその関係者などで、利害が異なり矛盾しあう場合においては、その状況を明らかにし、最終的にはクライアントが自己決定できるよう、最大限の努力をする。
- 5-5 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定に基づく行動が、クライアントに不利益をもたらす場合や、他者の権利を侵害すると想定される場合は、それらについてクライアントが理解できるように説明し、ウェルビーイングが図れるような行動ができるように支援する。

6. 参加の促進

- 6-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動の局面への関与や参加から排除される可能性について認識し、クライアントの完全な関与と参加を促進する。
- 6-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの自尊心と有する力を高めるよう働きかけ、クライアントの完全な関与と参加を促進する。
- 6-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの完全な関与と参加に向けて、必要な情報を提供し、社会資源の活用を促す。
- 6-4 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの完全な関与と参加に向けて、クライ

エントが自らの人生に影響を及ぼす決定の機会やプロセスを形成することに貢献する。

7. クライアントの意思決定への対応

- 7-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントを意思決定の権利を有する存在として認識する。
- 7-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアント自らが意思決定の権利を有すると認識できるよう、最善の方法を用いる。
- 7-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの意思決定能力をアセスメントする。
- 7-4 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの意思決定のために、クライアントの特性や状況を理解し、その意思決定能力に応じた最善の方法を用いる。

8. プライバシーの尊重と秘密の保持

- 8-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントのプライバシーを尊重し、秘密を保持する。
- 8-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自らのプライバシーの権利と秘密が保持されることを認識できるように働きかける。
- 8-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの情報を収集する場合、同意を得なければならない。ただし、合理的な理由がある場合（生命・身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合など）は、この限りではない。
- 8-4 医療ソーシャルワーカーは、業務の遂行にあたり必要以上の情報収集を行わない。
- 8-5 医療ソーシャルワーカーは、合理的な理由がある場合を除き、クライアントの同意を得ることなく、収集した情報を使用しない。
- 8-6 医療ソーシャルワーカーは、業務中であるか否かにかかわらず、また業務を退いた後も、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
- 8-7 医療ソーシャルワーカーは、記録の取り扱い（収集・活用・保存・廃棄）について、クライアントのプライバシーや秘密に関する情報が漏れないよう、慎重に対応する。

9. 記録の開示

- 9-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントから開示の要求があった場合は、原則として記録を開示する。
- 9-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが記録の閲覧を希望した場合は、特別な理由なくそれを拒まない。
- 9-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアント自身やクライアントを取り巻く環境の安全が脅かされると想定される場合は、記録を開示しない。

10. 差別や虐待の禁止

- 10-1 医療ソーシャルワーカーは、差別や虐待について正しい知識を得る。
- 10-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントに対し、いかなる差別・虐待も行わない。
- 10-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントに対して肉体的・精神的・社会的苦痛や損害を与えない。
- 10-4 医療ソーシャルワーカーは、差別や虐待を受けている可能性があるクライアントを発見した場合、すみやかに対応する。
- 10-5 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが差別や虐待の状況を認識できるよう働きかける。

11. 権利擁護

- 11-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの権利について十分に認識する。
- 11-2 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護するために、積極的かつ最善の方法を用いて、その権利の行使を促進する。
- 11-3 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの権利が擁護されるよう、積極的に環境に働きかける。
- 11-4 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの権利擁護について積極的に啓発する。
- 11-5 医療ソーシャルワーカーは、クライアントが自身の権利を自覚し、適切に行使できるよう支援する。

12. 情報処理技術の適切な使用

- 12-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護するために、情報リテラシーを高める必要があることを自覚する。
- 12-2 医療ソーシャルワーカーは、情報処理に関する原則やリスクなどの最新情報について学ぶ。
- 12-3 医療ソーシャルワーカーは、各種の情報媒体を適切に利用し、必要な情報を収集・整理し、活用する。
- 12-4 医療ソーシャルワーカーは、情報処理技術（デジタル化された情報、デジタル・ネットワークを活用した情報の収集・拡散を含む）が、クライアントの権利を侵害することがないように、細心の注意を払う。
- 12-5 医療ソーシャルワーカーは、クライアントの情報を電子媒体などにより取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。また、クライアントの個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じる。
- 12-6 医療ソーシャルワーカーは、クライアントがソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用などにより権利を侵害された場合は、情報処理技術や法律などの専門職と連携して、その回復に努める。

II 組織・職場に対する倫理責任

1. 最良の実践を行う責務

1-1 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場における専門職としての使命や理念を認識し、専門的知識・技術を惜しみなく発揮し、最良の実践を行う。

1-2 医療ソーシャルワーカーは、本倫理綱領に基づき、所属する組織・職場における専門職としての職責を認識し、専門職としての役割を果たす。

2. 同僚などへの敬意

2-1 医療ソーシャルワーカーは、同僚や上司・部下の職責や専門性の違いを尊重し、敬意を払って接する。

2-2 医療ソーシャルワーカーは、同僚や上司・部下の職責を理解し、所属する組織・職場での意思疎通が円滑に行われるよう働きかける。

2-3 医療ソーシャルワーカーは、同僚や上司・部下の専門性を尊重し、連携・協働を図る。

3. 倫理綱領の理解の促進

3-1 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場において本倫理綱領および行動基準が適切に理解されるよう働きかける。

3-2 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場において本倫理綱領および行動基準に基づいた実践を行うことによって専門性を示す。

3-3 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場の他の専門職の倫理綱領の理解にも努める。

4. 倫理的実践の推進

4-1 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などが本倫理綱領に沿って適切かどうかを把握し、倫理的実践を推進する。

4-2 医療ソーシャルワーカーは、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などが本倫理綱領に反する場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

5. 組織内アドボカシーの促進

5-1 医療ソーシャルワーカーは、組織・職場における多様性を尊重し、あらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めない。

5-2 医療ソーシャルワーカーは、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めた場合は、それらの行為が迅速かつ適切に解消するよう対応する。

5-3 医療ソーシャルワーカーは、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを防止するための最善の策を講じ、同僚などへの権利擁護を

実現する。

6. 組織改革

- 6-1 医療ソーシャルワーカーは、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化を評価する。
- 6-2 医療ソーシャルワーカーは、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化の評価結果に基づき、組織・職場の機能を評価する。
- 6-3 医療ソーシャルワーカーは、組織・職場の機能が人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化に対応していない場合には、適切な方法を用いて必要な組織改革を行う。

III 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

- 1-1 医療ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに対して、専門的な視点から関心を持つ。
- 1-2 医療ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などを認識した場合は、専門的な視点と方法により、解決に努める。
- 1-3 医療ソーシャルワーカーは、専門的な視点と方法により、クライアントの状況とニーズを社会に発信し、ソーシャル・インクルージョンの実現に努める。

2. 社会への働きかけ

- 2-1 医療ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の状況に関心を持つ。
- 2-2 医療ソーシャルワーカーは、人権と社会正義が守られるように、人々とともに社会に働きかける。
- 2-3 医療ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々が主体的に社会の政策・制度の形成に参加し、互恵的な社会が実現されるよう支援する。
- 2-4 医療ソーシャルワーカーは、集団の有する力を認識し、人権と社会正義の実現のために、人と環境の双方に働きかける。

3. グローバル社会への働きかけ

- 3-1 医療ソーシャルワーカーは、グローバル社会の情勢に関心を持つ。
- 3-2 医療ソーシャルワーカーは、グローバル社会における文化的社会的差異を認識し、多様性を尊重する。
- 3-3 医療ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題についてグローバル社会に働きかける。
- 3-4 医療ソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値であるすべての人間の基本的な人権と社会正義の実現、および出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指

向、年齢、身体的・精神的状況、宗教的・文化的背景、社会的地位、経済状況などによる差別、抑圧、支配などをなくすため、国内外のソーシャルワーカーとともに国際的な活動に積極的に連帯し、協働する。

IV 専門職としての倫理責任

1. 専門性の向上

- 1-1 医療ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために必要な資格を取得し、専門性の向上に努める。
- 1-2 医療ソーシャルワーカーは、スーパービジョン・研修・情報交換・自主勉強会などの機会を活かして、常に自己研鑽に努める。
- 1-3 医療ソーシャルワーカーは、常に自己の専門分野や関連する領域の情報に精通するよう努める。

2. 専門職の啓発

- 2-1 医療ソーシャルワーカーは、クライアント・他の専門職・市民に医療ソーシャルワーカーであることを名乗り、専門職としての自覚を高める。
- 2-2 医療ソーシャルワーカーは、自己が獲得し保持している専門的力量をクライアント・他の専門職・市民に適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
- 2-3 医療ソーシャルワーカーは、個人ならびに専門職集団として、倫理綱領を遵守し、責任ある行動をとり、その専門職の役割を啓発するよう努める。

3. 信用失墜行為の禁止

- 3-1 医療ソーシャルワーカーは、倫理綱領および行動基準を遵守し、社会的信用を高めるよう行動する。
- 3-2 医療ソーシャルワーカーは、倫理綱領および行動基準を逸脱する行為、ならびに専門職としての信用を失墜する行為をしない。

4. 社会的信用の保持

- 4-1 医療ソーシャルワーカーは、他の医療ソーシャルワーカーの行為が社会的信用を損なう可能性がある場合、その内容や原因を明らかにし、本人に必要な対応を促す。
- 4-2 医療ソーシャルワーカーは、他の医療ソーシャルワーカーの行為が倫理綱領および行動基準を逸脱するとみなした場合は、本人が所属する専門職団体や関係機関などに対して、適切な対応を取るよう働きかける。
- 4-3 医療ソーシャルワーカーは、社会的信用を保持するため、他の医療ソーシャルワーカーと協力してお互いの行為をチェックし、ともに高め合う。

5. 専門職の擁護

- 5-1 医療ソーシャルワーカーは、専門職として日頃から高い倫理観を持って自らを律する。
- 5-2 医療ソーシャルワーカーは、医療ソーシャルワーカーの専門性に対する不当な批判や扱いに対して、連帯してその立場を擁護し、正当性を明示するなど、適切な対応をする。

6. 教育・訓練・管理における責務

- 6-1 医療ソーシャルワーカーは、専門職として教育・訓練・管理を行う場合、対象となる人の人権を尊重する。
- 6-2 医療ソーシャルワーカーは、専門職として教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の専門性の向上に寄与する。
- 6-3 医療ソーシャルワーカーは、研修や事例検討などの企画・実施にあたっては、その効果が最大限になるように努める。
- 6-4 医療ソーシャルワーカーは、スーパービジョンを行う場合、専門職として公正で誠実な態度で臨み、その機能を積極的に活用して医療ソーシャルワーカーの専門性の向上に寄与する。
- 6-5 医療ソーシャルワーカーは、業務の評価や人事考課にあたっては、明確な基準に基づいて行い、評価結果の判断を説明できるようにする。
- 6-6 医療ソーシャルワーカーは、組織マネジメントにあたっては、クライアントの満足度を高めるためにも、職員の働きがいを向上させる。

7. 調査・研究

- 7-1 医療ソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの実践者かつ研究者として、調査・研究を実施し、その研究発表や報告を行い、ソーシャルワークの実現を図る。
- 7-2 医療ソーシャルワーカーは、調査・研究を行うにあたっては、その目的、内容、方法などを明らかにし、クライアントを含む研究対象の不利益にならないように、最大限の倫理的配慮を行う。
- 7-3 医療ソーシャルワーカーは、調査・研究を行うにあたっては、日本医療ソーシャルワーカー協会が定める調査研究倫理指針に示された内容を遵守する。
- 7-4 医療ソーシャルワーカーは、調査・研究の対象者とその関係者の権利を尊重する。
- 7-5 医療ソーシャルワーカーは、事例研究などにケースを提供するにあたっては、調査研究倫理指針に則り、ケースを特定できないように配慮し、その関係者に対して事前に了解を得る。

8. 自己管理

- 8-1 医療ソーシャルワーカーは、自らが個人的・社会的な困難に直面する可能性があることを自覚し、日頃から心身の健康管理に努める。
- 8-2 医療ソーシャルワーカーは、自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響しているかについて認識する。

- 8-3 医療ソーシャルワーカーは、自身が直面する困難が専門的な判断や業務遂行に影響を及ぼす可能性がある場合、クライアントなどに対する支援が適切に継続されるよう、同僚や上司に相談し対応する。
- 8-4 医療ソーシャルワーカーは、最適な実践を行うことができる心身の状態維持のために、必要な環境が整うよう、所属する組織や職場に働きかける。

(2022 年度第 12 回社員総会承認)